

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9946

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 18 日	支出額	193,710 円
項目	事務所費	充当額	174,339 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	4 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
10402	08-03-18	11:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 認証
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサソ(カ様)

ご依頼人
ヒカッシャマトオルセイムカットウツムツヨ様

電話番号
取扱番号 180003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支 払 期 限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額		家賃債務保証会社 社名	
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するものとする。			

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	埼玉県狭山市富士見 2-11-3 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号 [免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市紙園 2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号 [免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡 1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] （東 京）	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市紙園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04 (2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市紙園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

〔普通〕 建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (資料および其経費等の支払い)

- 乙) 是、(四)の資料を共済費、紅利率等算入するの資料金(以下、「資料金」といふ。)を(四)に配賦された事項が示される支払方法(別途配賦された債務保証料、支払引当金等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払いする。
- ウ) ユーザ別課税の資料等の支払については、(四)に配賦された資料計算により算出された資料引当額より資料費の支払については、月額資料費×入居日数÷(四)に配賦された日割計算の日数=資料引当額より算出します。
- 資料等の支払申請に際しては、所定書類および提出の書類等は、この負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに (B) の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに「甲」の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に補し入れなければならないものとします。

2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、最悪等その他の債務の総額に劣ることでなくてはならない。この場合、乙に甲より先着の通知受取付たことから7日以内に最悪等の不足額を甲に交付しなければならぬものとする。なお、乙は、本契約を履行し得たまでの間、最悪等をもって代償し、最悪等その他の債務と相殺後には先着物を返却するものとする。
3. 甲は、本契約の円滑な遂行の確保、及び乙が納入した金銭等から未払いの買掛等その他の本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を弁済し、その残高を乙等に乙に返還するものとする。但し、明細上の乙の他の債務並びに費用が費用に相当する協賛が充てていない等、乙が負担すべき債務の額が超過し、ない場合は、残高は返還する。なお、この場合、乙は費用の負担割合を協賛と合意するものとする。
4. 乙は、差し入れた金銭等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとする。

第6条 (駐車場等)

- 1 乙は、便所の番台(ボックス)裏側および自動販売機等を盗みます。以下同様で乙は、使用上の番台、(B)の資料を盗み、甲の指定する位置に、甲の手紙を盗み、乙の車を盗みます。
- 2 乙は、契約期間内に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得るものとします。
- 3 甲は、天候不慮、火災、爆発、洪水、盗難、第三者による災害等、甲の責めに帰すべき事由による乙の損害が生じた場合でも、一切の責を負いません。
- 4 乙は、故意または過失により本物の車両または色に註冊中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を賠償するものとするが所有権を第三者に譲渡した場合は、甲は、これに責任を負わないものとします。
- 5 甲は、これに併行するものとして、乙に必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、ただし、発行に伴う手数料等はすべて乙が費用負担するものとします。
- 6 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を必要とするものとします。
- 7 甲および乙は、別添付事項表または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に當て、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第6条（付帯設備）

2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承認します。

第9条 (乙の警告注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、利用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をきたしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとし、

第10条 (届出または通知事項)

1. 乙は、本物件の引渡し（第14条第2項）に先立、入居時における本物件内の陳設または設置に
 する床、家具、装飾等若しくは、甲の指定する方法にて修繕するものとします。
 2. 退去時における本物件内に関する汚損、破損等のうち、前項の陳設にきよめられている内
 容にないもの（床、家具、装飾等）及び、前項の修繕にきよめられているもののうち、
 乙が入居時に前項の修繕を行なったことにより生じたものについては、乙が本物件に引き
 渡す前、破損等があり、それと乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
 3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出たは通知し
 なければならないものとします。
- (1) 本物件が1ヶ月以上の長居において使用しなくなり
 (2) 乙の病、所患、代客等、事業目的、主要な事業の重要な事項または、表面
 上の理由（例）に類した連絡が変更が生じたとき
 (3) 乙の住所が本市の区域外に転居したとき
 (4) 乙が本物件を第三者に譲渡、賃貸、借与等することになったとき
 (5) 乙が本物件を第三者に譲渡、賃貸、借与等することになったとき、当該第三者が賃
 借料の滞り滞り等とに類するもの（第11条第3項）の定めに従ったものとします。

- (4) 巡警保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- (5) 乙または丙については、死に、後見開始・保生開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- (6) 本物件の建築物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおおれが生じ修繕・修繕を要するとき

第1.1条 (禁止事項)

これは、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 甲の書面による承諾を拒否することなく、(A)に前記された事業目的・用途を変更すること
- (2) 甲の承諾なくに設備物の譲渡、貸貸または使用貸付等を受けること
- (3) 本物件および附帯設備物に基づく一切の権利行使について、連帯に供すること
- (4) 本物件および附帯設備物については、または第三者を居住または宿泊（仮泊）させること
- (5) 本物件および附帯設備物を本物件以外に第三者に貸付すること
- (6) 甲の承諾なくに、本物件物の増築、改築、修繕、修繕若しくは他の工作物の取付、改造、工作物を伴う修繕等およびより現状の定まること
- (7) 本物件内に火気、湯水、爆薬、爆発物、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- (8) 本物件および附帯設備物の設備（電線等であつて明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのあるものを除く。）を保持し、または変更し、調整すること
- (9) 当該若しくは公法上許容と反する防音・防振設備もしくは振動計、計数等の特種計装を行い、またはその施設とすること
- (10) 防音、防振および防振性能、防火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- (11) 黄痘型肝炎、病原、危険ドラッグ（薬品類、危険薬物の品名、有効性及び安全性の作用に関する法に基づき厚生労働省が指定する毒物取締法）等、毒性、火災、爆発等の作用を人の身体に及ぼすおそれのある薬品、化学物質の使用、所持、貯蔵、廃棄すること
- (12) 危険な行為、騒音、臭気の発生その他近隣の迷惑および共同生活者を害する行為や衛生上有害となる行為等を行うこと
- (13) 本物件を、自らまたは、暴力団員、暴力団員、暴力団員などこれらに準ずる者または組織しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「暴力団関係者」という。）若しくは「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは反社会的勢力の活動拠点として使用すること
- (14) 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- (15) 本物件内における社会的勢力を醸成させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- (16) 本物件および本物件の近隣において、相互、追跡等の行為をなすこと、追跡者および追ひの開始者、管理者に不安感、不快感、迷惑等を及ぼすこと
- (17) 別添である利用平等が定める事項、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担義務）

- ① 甲は、第2項に定めるものを除き、当該物件の使用および管理に関する事項に必要な修理・修繕を行うものとする。ただし、この場合、過失・故意による滅失毀損等、その他侵害の不法行為を越えるような使用による損耗等、乙の責めに於て必然となる修理・修繕については、その費用を負担する。
- ② 乙は、前項の規定にかかわらず、入居開始にあたる自然損耗・経年劣化または通常使用による損傷等の発生を怠りしめ、これを免れようとした結果として、物件の一部が毀損した場合において修繕を行うものとし、甲は、かかる者に定むる修繕については、修繕費用を負担せぬ。
- (4) 物件の建築図面、ブランド図、ガス管、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
- (5) 電気、水道光熱費、電話等の消耗品に対する修繕
- (6) 本物件内乙所有の造作、設置に付する修繕
- ③ パネル・フローリング等の排水の水垢・カビ等、その設備・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、排水管・排水管（パイプ）の交換
- (5) 火災等の被害で損失したものの賠償および損害賠償請求権放棄
- (6) その他、当事者間の合意に基づく修繕
- ④ 甲は、第3条の趣旨により乙に修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について拒絶し、慰謝料の義務を負い、これを拒否することはありません。
- ⑤ 乙は、前項の場合、甲からの修繕依頼書を受取ることに伴い、乙に該物件の占有・使用・収益権を甲から譲渡するものとします。
- ⑥ 乙は、本物件が修繕を要するとともに、適切な人に申し知るとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことにより、建築物またはその附属部分に損害を生じたとともに、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
- ⑦ 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合は、乙は修繕費用、修繕の必要費用および修繕見積書の額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができる。ただし、急迫な事情があるときは、甲への事前連絡を省略してもよい。
- ⑧ 本物件は、甲が所有するものであり、甲は、本物件の修繕費用、汚損部材差控の費用、引当金等の費用については、乙または乙の居住者の負担とする。

第13条 (造作等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、甲の甲の書面による承諾を得るものとします。
1. 本物件に造作等を設置するとき
- また、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす窓、機械器具等を新設付加するに要するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(3)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による資料の滅失等）

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができる事由にあるときは、貸料、その使用料及び管理料は、滅失の程度に比例して、滅失額その他のものと同等の率において、甲および乙は、滅失の程度、期間その他の必要事項について協議するものとします。
2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、滅失する部分の大部分が賃借料が支払済とした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。ただし、それ以外の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲にたいし損害を賠償するものとします。

天災、地変、その他甲の責めに歸すべきことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は乙の責めに歸すべきことではないことを、甲は乙の責めに歸すべきものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(ⅱ)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とします。
2. 本契約が更新(前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。)された場合、乙は、本契約が更新される日より、甲に対し更新料として、(ⅱ)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が貨料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除すること乙ができる。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 入居に必要または契約書への履行配給その他不正な方法により本契約を締結したことと判明したとき
 - (2) 賃料等の支払遅延が9ヶ月以上連続したとき
 - (3) この貸付の引当金または手形、債権等について請求を受けたとき
 - (4) 前条第1項各号に掲げる事項のうち、社会厚生、特別措置法またはこれらに類する法的手続きの成立が妨げられたとき
 - (5) 隣近、隣地の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平穏等を妨害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約の各条項の規定に反したとき、または別当金及び利用料がある場合、これを滞りなく支払ったとき
- 第3条 甲は次の事項第2号に基づいて、四半の換価率から甲に対して賃料等の支払いが求められている。これは元租に換算の有効性を示すことができる。甲は同各項のために従い、本契約を解除することができる。
- 第4条 甲またはこの一方の当事者が相手方に対し、既に本契約に該当した場合に、その相手方に対して損害賠償を要求せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 本契約第2号の表明保証に関する事項が判明したとき
 - (2) 本契約締結後に、自らまたは第三者（乗取者）が、取得、執行またはこれらに準する者）が反社会的勢力の団体に属したとき
 - (3) 本物件またはその敷地内に、火災、盗難、窃盗、詐欺、脅迫、強姦、強盗等の犯罪行為が行われ、又は、もしくはこれらの被害者として生じるべき行為が行われたとき
- 第5条 甲は、乙がその宅内のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 前1条第1号から第5号までに掲げられる行為を行ったとき
 - (2) 前1条第3号を利用し、次のような行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力の行使または要求行為
 - ② 甲に対する差別的言動を述べたときまたは不当な要求行為
 - ③ 甲に対する差別的言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 悪質を散布し、偽造または虚偽を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害すること
 - ⑤ 甲が①から④に準する行為

[illegible][illegible]

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保念、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件とし、本契約の履行の停止に
して合意する。前掲各号は、本物件の買渡しの履行に際する一切の報酬を両当事者に
し、乙が前号の発生後3ヶ月以内に、または度々報酬を請求し、甲が相当期間
定めぬ催告をしたにもかかわらず応じないとき、
(2) 乙が甲への届出をせずして所定の日を定め、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または婚姻その他事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の停止条件のいずれかをきつてでせぬ。

第22条第7項に基づき、【添付】Bに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとする。

1. 乙は、本契約が生じる金銭債務（貸料等）の支払ひを遅延した場合、甲に対し、
1.4%の割合（年）に上る遅延損害金を支払ふものとします。ただし、別途適用する
14条に規定したものは支払ひ遅延等契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによ
るものとします。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（貸料等）の支払ひを遅延したことにより、甲は
乙が所定した電報に基き、メール、文書または訪問等により督促を受け付け場合に
最低1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払ふものとす

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承諾するものとす。

(1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 自ら役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力が自らを本籍を利用して、本契約を締結するものでないこと

(4) 自ら反社会的勢力を利用し、本契約の履行行為をしなげないこと

(5) 自ら相手方に対する買断的な行為は相手方を利用しないこと

(6) 相手方または協力者を用いて相手方の業態を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと

1. 甲および乙は、一契約により知り得る相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、これに適用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規制を遵守し、個人データの適正な保護を確保する責を負うものとします。
3. 甲および乙は、本契約の締結の事前またはその実行中に本人の同意を得ることなく利用目的を定め、個人データを収集して個人情報を取り扱いますが、また個人データが第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合にはその限りではありません。
- (1) 法律に基づき必要と認められる場合
- (2) 本人の生命、財産または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該保護の利益とが相当であると認められる場合
- (3) 公益の促進の目的または公益の保全や公益の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該公益の利益とが相当であると認められる場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することとして個人資料を利用する必要があると認められる場合、本人の同意を得ることなく当該目的のために当該データを収集および取り扱われることがある

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に調整するものとします。

車およびAは、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続を全しようとするときは、

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との協議を経て協定調整します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	月額金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 1 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9963

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 19 日	支出額	222,970 円
項目	事務所費	充当額	200,673 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（事務所入り口自動ドア修理工事代）として		
備考	事務所費（事務所入り口自動ドア修理工事代）として 工事費 222530 円＋振込手数料 440 円＝ 222970 円 口座名義：松本義明政務活動事務所		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



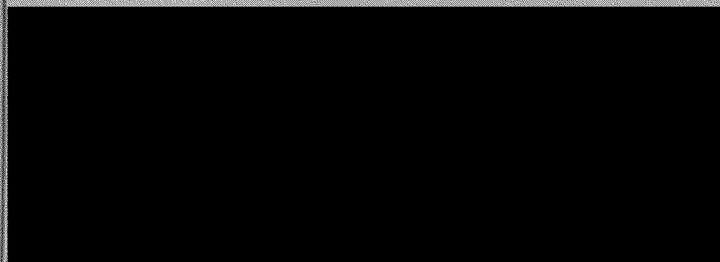
埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 49741	お取引日 08-03-19	時刻 10:24
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥222,530	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		硬貨認証 [REDACTED]

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0001

マツモトヨシアキセイムカット“ウツ”ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 400049

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

令和 8 年 2 月 27 日
〒9030002034836

松本義明政務活動事務所 様

御 請 求 書

工事件名 事務所入口自動ドア修理工事

御請求金額 ￥222,530

10%対象 202,300 円

消費税額 20,230 円

《お振込先》
いるま野農業協同組合
宮寺支店 普通 口座番号 2070785
ユ)イビケンチク イビミチオ

有 限 会 社 井 比 建 築

代表取締役 井比道生
〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 1975 番地
電話 04-2934-6976
携帯 [REDACTED]

内 訳 明 細 書

	名 称		数 量	呼 称	単 価	金 額	摘 要
1	松本義明政務活動事務所入口自動ドア修理						
2	モーター交換工事						
3	ドア脱着工事	調整工事込み	1	式		20 000	
4	モーター交換、取付工事		1	台		127 500	
5	センサー交換工事		1	個所		39 800	
6	ドア調整		1	式		15 000	
7	【小計】					202 300	
8							
9	【消費税】		10	%		20 230	
10							
11	【工事合計金額】					222 530	
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9964

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 19 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（更新手数料）として		
備考	松本義明 但し、事務所費（更新手数料）として 令和 8 年 6 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日まで		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9964

(2/2)

領収証		No.
松本政務活動事務所 様		2026年 3 月 9 日
金額	¥ 40000 -	内 消費税額等(%)
但 領収書更新契約事務手数料		現金 カード
上記正に領収いたしました		
埼玉県入間市狭山台一丁目15番地 株式会社狭山台商会 代表取締役 長谷川 敏男 TEL 04-2934-358 登録番号 T1030001028020		

※HISAGO#7675

令和8年3月15日

物件名：様扇台貸事務所

賃借人：松本義明 様

賃貸人：

仲介人：株式会社 狭山台商事

担当

☎ 04-2934-3581

賃貸借契約更新通知書

前略、毎々お引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。
さて、表記物件の賃貸借契約が 令和8年5月31日 をもって満了となります。
つきましては、下記、新賃料にて引き続き契約される場合は、更新手続きを仲介人の
事務所にて、 令和8年4月30日 までにされますようお願い致します。
更新手続きの際は下記のものが必ず必要ですので、ご確認下さい。
尚、手続きされます日時を事前にご連絡下さい。

*** 記 ***

1. 新賃料	月額家賃	¥80,000 円
区分：据置	水道代	¥1,000 円
	駐車場代	¥10,000 円

2. 更新手続き時に、ご持参いただくもの。

①. 認印

②. 費用

①更新事務手数料	¥40,000 円	消費税サービス	¥40,000 円
(新賃料の 0.5ヶ月 分)			
②敷金の追加分	¥0 円		
③損害・家財保険料 (2年分)	円		
④日本賃貸保証保証料 (賃料の 30%)	¥0 円		
⑤	¥0 円		
費用合計		¥40,000 円	

3. 翌月分 (6月分) 以降の賃料は、今まで通りの支払方法でお支払下さい。(別紙、賃貸借契約書をご参照下さい。)

※ご不明な点がございましたら、お問合せ下さい。

※尚、当社の定休日、毎週水曜日です。 以上、宜しくお願い申し上げます。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年3月19日

甲・貸主	氏名	印	TEL
	住所		
乙・借主	氏名	松本義明政務活動事務	TEL 04-2001-9278
	住所	入間市扇台2-1-21	
丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載	
	極度額	円	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名	氏 名
	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※白は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

事業用貸貸借契約書(事務所) 更新①

貸主 (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設		無し		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2026(令和8)年 6月 1日 から 2029(令和11)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 資料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2カ月分) 2023(R5)6/1 付、甲にて保管	
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	円 (賃料 カ月分)	
水道代	月額 1,000円			
その他の条件				
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込		
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込			
	☐ 持 参			持 参 先
	☐ 口座引落			委託会社名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9965

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 19 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9965

(2/2)

領 収 証		No. _____
小島信昭 様		8年 3月 19日
★ 6500円		
但 8 4月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(5%)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9966

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 19 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所		
備考	小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

賃貸借契約書(事業用建物普通賃貸借)【更新】

【印書】

(1) 賃貸借の目的物

名称	海濱ビル1階貸事業用				
所在地	〒235-0637 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12				
用途	戸数	階数	地上	地下	賃借期間(月)
	1	3	0	0	23.75

(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長小島信明事務所

(3) 契約期間

開始	2025年07月01日	2年0月0日
終了	2027年06月30日	

(4) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料	月額	200,000	円
管理費	月額		円
共益費	月額		円
その他費用	月額		円
支払方法	前払金(前金) 80,000 円 支払 1ヶ月毎 支払期日 毎月1日 支払場所 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 支払口座 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 支払金額 44,000 円		

(5) 貸主及び管理事務所

貸主	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12
管理事務所	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12
電話番号	TEL	048-758-0538

(6) 借主

氏名	小島 信明	TEL	048-758-1024
性別	男性	職業	議員

(7) 連帯保証人及び保証書

連帯保証人及び保証書	氏名	小島 信明	TEL	048-757-4664
保証書	住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	保証書	

(8) 特約事項

- 更新料は借主は、更新料として前金で0.5ヶ月分前払金に前金として支払うこととする。
- 更新料は借主は、更新料として前金で0.5ヶ月分前払金に前金として支払うこととする。
- 借主は、更新料として前金で0.5ヶ月分前払金に前金として支払うこととする。
- 借主は、更新料として前金で0.5ヶ月分前払金に前金として支払うこととする。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記の通り賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月2日

貸主(甲) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名

住所

借主(乙)

借主 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小島 信明

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12

TEL

緊急連絡先 (担当者)

氏名

TEL 048-758-1624

連帯保証人(丙)

氏名 別紙

住所

TEL

【媒介業者】

【免許番号】埼玉県知事 (14) 第 0003313 号

【事務所所在地】埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12

【商号】(有)宝来屋不動産商会 本社

【代表者】葛根 千恵

【登録番号】

【氏名】

【更新担当者】

【氏名】

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9967

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 19 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ～ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴェンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本下記配の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハيلم
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一个月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に繰込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイト

〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32

フジタ川口マンション103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号